資料 3

消費者庁(仮称)創設と地方消費者行政の対応

消費者行政推進会議取りまとめの概要

～消費者・生活者の視点に立つ行政への転換～

（平成20年6月13日 内閣官房消費者行政一元化準備室発表 最終報告書より）

1　はじめに

・消費者行政の新組織の創設は、消費者の視点からの真の意味での「行政の改革」の拠点
・新組織が強力な権限と必要な人員を備えるとともに、消費生活センターの強化充実を前提にした緊密な全国ネットワークが早急に構築される必要
・新組織の活動の継続的な強化充実には、消費者の声を真摯に受け止める仕組みが不可欠

2　新組織が満たすべき６原則

・消費者の視点で政策全般を監視し、「消費者を主役とする政府の舵取り役」として新組織を創設
・新たな消費者行政の強化は、消費者に安全安心を提供すると同時に、産業活動を活性化

①消費者にとって便利で分かりやすい

・生産者サイドから、消費者・生活者サイドへの視点の転換の象徴
・強力な権限と責任、一元的窓口、情報収集と発信の一元化を実現

②消費者がメリットを十分実感できる

・「取引」「安全」「表示」などの問題を幅広く所管
・一元的窓口、執行、勧告などの機能を持つ消費者行政全般の司令塔
・消費者に身近な問題を取り扱う法律を所管し、その他の法律も関与
・すき間事案への対応や横断的な規制体系の整備のための新法の制定
・父権訴訟、違法収益の剥奪等、被害者救済のための法的措置を検討

③迅速な対応

・相談や法執行等に迅速な対応
・緊急時には､緊急対策本部を設置し､勧告等

④専門性の確保

・各省庁や民間の専門家の活用等により幅広い「専門性」を確保・育成

⑤透明性の確保

・審議会的な機関を設置し、新組織や各省庁の行政に消費者の声を反映

⑥効率性の確保

・消費者の立場から強力な指導力を発揮する機動的な賢い組織
・地方への権限委譲や関係機関への事務の委任
・行政組織の肥大化を招かぬよう、機構・定員及び予算を振替

3．消費者が頼れる分かりやすい一元的な相談窓口の設置

(1) 一元的な相談窓口の設置

・地方の消費生活センター等を高齢者を含めてすべての消費者が相談できる一元的な消費者相談窓口と位置づけ、全国ネットワークを構築する。（共通の電話番号の設置、緊急事案について、代表的な窓口が365日24時間対応し得る体制の構築等）　⇒ 地方の消費生活センターを法的に位

置づけ

(2) 国、地方一体となった消費者行政の強化

・新組織の創設と併せて、地方分権を基本としつつ、地方の消費者行政を抜本的に強化。特に当面、思い切った取組が必要

・全国ネットワークの構築に伴い、地方の消費生活センターを法的に位置づけることを踏まえ、国は相当の財源確保に努める

・PIO-NET等の国の直轄事業を充実するとともに、地方交付税上の措置や税制上の措置等を検討

4．消費者庁（仮称）の設置とその機能

(1) 消費者庁の設置と組織法

・内閣府の外局として「消費者庁（仮称）」を設置、消費者行政担当大臣を置くことを明記

・強力な総合調整権限、勧告権、幅広い企画立案機能や充実した調査・分析機能を付与

・各省庁の縦割りを超えて幅広い分野を対象に、新法を企画立案

(2) 情報の集約分析機能、司令塔機能

・消費者・事業者等からPIO-NET情報や事故情報を一元的に集約・分析・原因究明　⇒ 前記の情報を基に、消費者庁が司令塔として迅速に対応方針を決定し、政府一体として被害の拡大防止、再発防止、被害救済の実現を目指す。

(3) 消費者被害の防止やすき間事案への対応等のための新法

・消費者相談に対する行政の対応を規定した、新法の成立に向けて取り組む

① 消費生活センター等に一元的窓口を設置し（法的に位置づけ）、相談情報を消費者庁に集約

② すき間事案について、消費者庁による事業者調査及びその結果の公表などの措置

(4) 個別作用法の所管（別紙参照）

・消費者に身近な問題を取り扱う法律について、以下により移管（一部移管を含む。）・共管

・事故情報の報告・公表、食品表示、消費者信用等の分野において、横断的な体系化に取り組む

①「表示」に関する法律　⇒　消費者の商品選択の機会の確保の重要性、被害実態を踏まえた対応の重要性、省庁横断的な調整の必要性等から消費者庁が所管

②「取引」に関する法律　⇒　行為規制中心の法律は、被害実態を踏まえた対応の重要性、省庁横断的な調整の必要性等から、消費者庁が所管。ただし、参入規制を持ついわゆる「業法」は、企画立案を共管、処分に対して勧告、事前協議等

③「安全」に関する法律　⇒　消費者被害の実態を踏まえ整備することが必要であることから、消費者庁が所管。特に、重大事故情報報告・公表制度は、消費者庁が所管し、他分野に拡大。安全基準の設定については、各省庁が消費者庁に協議した上で決定

5．消費者庁の体制の在り方

(1) 内部組織の在り方

・総合調整等を担当する企画部門、個別作用法に係る調査・執行までを担う執行部門、緊急時の司令塔機能、情報収集・発信を担当する部門が必要

(2) 消費者政策委員会（仮称）の設置

・有識者からなる消費者政策委員会を設置し、消費者の声を反映

・委員会は、重要政策の企画立案に係る諮問答申、重要案件の処分等に係る意見具申等を実施

(3) 消費者庁の規模

・「消費者を主役とする政府の舵取り役」を担うに相応しい規模

・法律の移管に伴い、機構、定員、予算を各府省庁から移し替え

６．消費者庁創設に向けたスケジュール

・来年度から消費者庁を発足、内閣府において消費者庁の司令塔機能を先行実施

・本取りまとめ内容を基本として、直ちに、政府の基本計画として閣議決定

－９月上旬に「基本計画」閣議決定し、臨時国会に設置法等を提出する予定で、平成21年度から消費者庁を発足させる方針を決定している。－

準備中の法案について

①消費者庁設置のための法案（仮称）

内閣府の外局として、消費者の利益の擁護及び増進に係る行政を一元的に推進するため、消費者庁を設置

②消費者庁設置のための法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法立案(仮称)

消費者庁設置法（仮称）の施行に伴い、関連する諸法律 ※ の規定を整備

③消費者被害防止法案（仮称）

消費者庁が、消費生活に関する情報を一元的に収集・分析し、その結果に基づき、自ら又は関係行政機関等によって消費者の被害を防止するための適切な措置を講ずることができるようにするための法整備（消費生活センターの法的位置付を含む）

※ 消費者庁に移管する法律（29本）

【表示】

景品表示法、ＪＡＳ法、食品衛生法、健康増進法、家庭用品品質表示法、住宅品確保

【取引】

消費者契約法、無限連鎖講防止法、特定商品預託法、電子消費者契約法、特定商取引法、特定電子メール法、金融商品販売法、出資法、貸金業法、割賦販売法、宅建業法、旅行業法

【安全】

製造物責任法、食品安全基本法、消費生活用製品安全法、有害物質家庭用品規制法

【消費者・生活者が主役となる社会の構築等に関する法律】

国民生活安定緊急措置法、買占め及び売り惜しみ防止法、物価統制令、消費者基本法、国民生活センター法、個人情報保護法、公益通報者保護法